

## 放課後児童健全育成事業を行う民間事業者への 補助制度を新設します

民間事業者による放課後児童クラブの設置・運営を促進し、待機児童の解消を図るため、市内にて新たに放課後児童健全育成事業を実施する事業者や、事業所を拡大する既存の届出済民間クラブに対し、経費の一部を補助します。

### 1 受付開始日

令和6年4月1日(月)

### 2 内容

・ 対象事業者

対象の学区で、新たに放課後児童健全育成事業を開始する民間事業者及び事業所を拡大(利用定員を増加)する既存の届出済民間クラブ

・ 補助金額

①開所準備補助 1事業所あたり 12,600 千円(上限)

(対象経費)賃貸物件等既存施設の改修、設備の整備、備品購入、礼金等

②賃借料補助 1事業所あたり 年間 3,066 千円(上限)

(対象経費)賃貸物件等を活用して事業を実施するために必要な賃借料

### 3 備考

詳しくは別紙資料をご覧ください。

#### 【問い合わせ先】

岡山市 地域子育て支援課 寺岡・岡田 直通086-803-1589 内線4765

## 【ご案内】岡山市放課後児童クラブ設置促進事業費補助金

民間事業者による放課後児童クラブの設置・運営を促進し、待機児童の解消を図るため、市内において新たに放課後児童健全育成事業(※1)を実施又は既に放課後児童健全育成事業を実施している場合にあっては、利用定員を増加する事業者に対し、経費の一部を補助します。

※1 放課後児童健全育成事業とは、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室や児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業をいいます。(児童福祉法第6条の3第2項)

### 補助対象者

- ・ 放課後児童健全育成事業を新たに実施する事業者
- ・ 既に放課後児童健全育成事業を実施している事業者で利用定員を増加する事業者

### 補助金額

補助金額は、下表に定める補助事業ごとに、補助基準額と補助対象経費の実支出額の合計額を比較して少ない方の額を上限とします。(1,000円未満切り捨て)

補助事業	補助基準額	補助対象経費
1 開所準備補助	(1) 施設改修等・開所準備経費 12,600千円/事業所	放課後児童健全育成事業を新たに実施又は利用定員を増加するために必要となる既存施設の改修、設備の整備・修繕及び備品の購入並びに当該建物に係る開所前月分の賃借料及び礼金
	(2) 施設改修等経費 12,000千円/事業所	
	(3) 設備整備等・開所準備経費 1,600千円/事業所	
	(4) 設備整備等経費 1,000千円/事業所	
2 賃借料補助	3,066千円/事業所	放課後児童健全育成事業を新たに実施又は利用定員を増加するために必要となる当該建物の賃借料(開所前月分の賃借料及び礼金を含む。)

1、2のいずれか又は両方の実施が可能。ただし、開所前月分の賃借料及び礼金については、重複はできません。

施設改修等：施設改修、設備整備・修繕及び備品購入。

設備整備等：設備整備・修繕及び備品購入。

2の事業実施月数(1月に満たない端数は、これを1月とする。)が12月に満たない場合には、補助基準額に「事業実施月数÷12」を乗じた額(1円未満切り捨て)とする。

## 補助要件

- ・本事業による放課後児童健全育成事業は、下表に定める小学校区で実施すること。
- ・本事業による放課後児童健全育成事業は、実施場所が属する小学校区の小学校からおおむね2キロ以内（直線距離ではなく道のり距離）で実施するか又はバス等による送迎を実施すること。
- ・本事業により利用定員が20人以上増加（※1）するものであること。
- ・設定する保護者負担金の額が、岡山市立放課後児童クラブ条例に基づき実施する岡山市立放課後児童クラブの保護者負担金の額のおおむね2倍を超えないものであること。（計算表あり）
- ・申請年度中に放課後児童健全事業の届出（※2）を行い、申請年度中又は翌年度4月1日に本事業による放課後児童健全事業を実施すること。
- ・児童の受け入れに関し、公平性が保たれていること。
- ・同一の経費について国、その他の団体から補助を受けていないこと。
- ・市税を滞納していないこと。
- ・岡山市補助金等交付規則第20条第1項各号に定める事由により補助金の交付決定の取消しを受け、当該取消しの日の属する年度の翌年度から起算して3年を経過していないこと。
- ・既に放課後児童健全育成事業を実施している場合の既存建物の破損や老朽化等に伴う改修や修繕は、本事業の対象とならない。
- ・同一年度における同一事業者による開所準備補助は、事業を行う場所1か所につき1回限りとする。

※1 本事業により当該学区における20人以上の受け皿が実質として増加することが必要です。したがって、当該場所で類似事業を実施している事業者が利用定員を増加することなく届出を行う場合や、当該学区内の別の場所で放課後児童健全育成事業や類似事業を実施している事業者が利用定員を増加することなく、移転や届出を行う場合は、本事業の対象とはなりません。

なお、利用定員は、専用区画（遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画で、玄関・トイレ・台所等の共用部分等は除く）の面積÷1.65㎡で算出します（小数点以下切り捨て）。

※2 新たに放課後児童健全育成事業を実施しようとする事業者は、「放課後児童健全育成事業開始届」に必要な書類を添付して届け出る必要があります。（児童福祉法第34条の8第2項）

（対象学区）

行政区	小学校区
北 区	御野、御南、陵南、庄内、大野、石井、伊島、津島、鹿田
中 区	富山、平井、旭操、操南、操明、三敷
東 区	城東台、西大寺南
南 区	福浜、浦安、東疇、妹尾、芳泉

## その他

---

- ・この案内のほか、「岡山市放課後児童クラブ設置促進事業費補助金交付要綱」もご確認ください。
- ・本事業のほか、届出後、一定の要件を満たす場合は他の経費に対する補助金の対象となる場合がありますので、あわせて「待機児童対策にかかる岡山市放課後児童健全育成事業費補助金交付要綱」もご確認ください。
- ・本事業は、放課後児童健全事業の届出（放課後児童健全育成事業開始届）を行うことを前提としています。届出は、「岡山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」（市基準条例）で定める基準を充たす必要があります。
- ・また、事業実施にあたっては、市基準条例を充たすとともに、「放課後児童クラブ運営指針（厚生労働省通知）」（運営指針）を踏まえながら、それぞれの実態に応じた創意工夫を図り、質の向上と機能の充実に努めることが必要です。

## お問い合わせ先

---

岡山市岡山っ子育成局子育て支援部地域子育て支援課放課後児童対策係

TEL:086-803-1589

E-mail:jidouk@city.okayama.lg.jp

URL : <https://www.city.okayama.jp/shisei/0000035971.html>



地域子育て支援課  
ホームページ